

流山市農業委員会  
平成29年第10回  
総会議事録

平成29年9月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成29年第10回総会議事録

- 1 期 日 平成29年9月25日(金)
- 2 場 所 流山市役所305会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 6番 石井 保  
7番 吉田 達弘
- 5 出席委員・推進委員(委員11名/推進委員2名)  
1番 鈴木 亨                      2番 金子 孝博  
3番 中嶋 清                      4番 小菅 康男  
6番 石井 保                      7番 吉田 達弘  
8番 岡田 長政                    9番 山崎 日出男  
10番 小嶋 悦子                  11番 小倉 節子  
12番 水代 啓司                  推進委員 秋元 正  
推進委員 酒巻 孝美
- 6 欠席委員・推進委員(委員1名/推進委員2名)  
5番 染谷 一嘉                  推進委員 増田 正美  
推進委員 小林 常男
- 7 書記名 副主査                      斉藤 恒夫
- 8 事務局 事務局次長              秋元 学  
事務局次長補佐              田村 敏一  
主事                          中里 友希
- 9 会議目次  
(1) 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)..... 1  
(2) 議案第52号 農用地利用集積計画の決定について..... 4  
(3) 議案第53号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について..... 6  
(4) 議案第54号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について... 9  
(5) 議案第55号 平成29年度流山市農地利用最適化推進施策に関する追加意見に  
ついて..... 10  
(6) 報告第22号 平成29年度流山市利用状況調査の結果について..... 12  
(7) 報告第23号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について..... 13  
(8) 報告第24号 専決処理の報告について..... 14

開会 午後3時30分

水代議長 それでは、ただ今から平成29年第10回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より2名出席していることを、ご報告いたします。

なお、5番染谷委員から欠席の旨届出がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

6番石井委員、7番吉田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

秋元次長

秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、議案書の「会議目次」をご覧いただきたいと思っております。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」から議案第55号「平成29年度流山市農地利用最適化推進施策に関する追加意見について」の5議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第22号「平成29年度流山市利用状況調査の結果について」から報告第24号「専決処理の報告について」、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」について、議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第51号

農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

平成29年9月25日提出

本件につきましては、都市計画法の市街化調整区域内の農地に賃借権を設定し、農地転用を行うため、許可申請がなされたものであります。

権利者につきましては、流山市名都借に住所を有する法人です。

申請がありました土地は、流山市名都借の畑1筆で、転用面積は326平方メートルです。

転用目的につきましては、従業員用、取引業者用、来客者用の駐車場を整備するため、申請があったもので、この申請地の議案案内図と計画図につきましては、1ページと2ページがございますので、併せてご参照いただきたいと思います。

説明は、以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

小倉委員長 はじめに、今月は、農業委員改選後、初めての小委員会であることから、本日も報告いたします各議案の審議にあたっては、それぞれの手続きの意義や審査基準等について、一つ一つ確認を行いながら、慎重に審議いたしましたことを報告させていただきます。

それでは、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、JR常磐線南柏駅の西約1.1キロメートルに位置している畑1筆で、面積は326平方メートル、周囲は診療所や権利者の運営する薬局に隣接している他、小中学校、市役所の出張所、保育所、福祉会館等の公共・公益的施設が所在している地域です。そのため、『住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担している区域内の農地』として、第3種農地と判断いたしました。

移転の原因は賃貸借でございまして、転用目的は駐車場を整備しようとするものでございます。

権利者は、流山市名都借に本店を置く株式会社で、平成20年に設立されております。事業内容は、薬局の運営で、ここ3年間の年商は3億円前後で推移しているとのことです。

申請理由については、現在、薬局としての駐車場が無いため、車通勤の従業員については、各自で貸駐車場を契約しており、会社として駐車場を整備することで、個人負担の軽減を図りたいとのことから、申請がなされたものです。また、併せて薬品の搬出入業者が大型車両を使用することから、大型車両を駐車できるスペースも確保し、来客用駐車場としても2台分設けるとのことでした。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。

透水性アスファルト敷きとする計画です。土砂等の流出対策については、周囲をブロックで区画し流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は道路を挟んで畑、東から南西にかけて診療所と関連施設、西側は個人の住宅が建っています。

駐車場の利用については、通勤用は主に朝9時から夕方5時の利用で、来客者はほぼ診療所の駐車場に駐車することが想定されることから、満車の場合に利用するような形態を想定しているとのことでした。

次に、資金計画ですが、賃料は月額10万8千円で、整備費が約700万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、道路法が該当し、現在手続き中です。

また、隣接する診療所の駐車場と行き来できるようにした方が使い勝手が良いのではないかと提案いたしましたが、駐車場と申請地の間には高低差があるため、直接の行き来が難しいとのことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

9番(山崎委員) 申請地は、小学校に近い場所と思うのですが、駐車場整備に当たって、工事期間中の交通安全対策はどうなっているのでしょうか。

田村次長補佐 この工事現場については、工事中には作業誘導員を配置して安全対策を行うとのことでした。

水代議長 ほかに質問ございますか。

10番(小嶋委員) 従業員数は何人ですか。

小倉委員長 従業員は11名で、駐車場は交代制で使用するとのことでした。

水代議長 他に質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第51号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第51号については、原案のとおり許可すること

に決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第52号「農地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第52号

農地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。

平成29年9月25日提出

はじめに、この農用地利用集積制度につきまして、ご説明いたします。

この制度は、農業経営規模拡大を目指す方へ農地確保を推進するため、また、高齢化等により遊休化している農地の有効活用を図るために設けられた制度で、市町村が貸し手と借り手の間に入り、手続きが行われるものであります。

議案1番の権利者は、流山市中にお住いの方で、職業は農業です。

借り受ける農地につきましては、野々下2丁目の畑1筆、面積は、2,052平方メートルです。利用権設定期間につきましては、新規により3年間で、移転の原因は、賃貸借です。本件の議案案内図につきましては、3ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の3ページをご覧ください。

議案2番の権利者は、流山市大字南にお住いの方で、職業は農業です。

借り受ける農地につきましては、平方及び中野久木の田10筆、合計面積は、8,036平方メートルです。利用権設定期間につきましては、相手を変更しての更新により6年間で、移転の原因は、賃貸借です。本件の議案案内図につきましては、4ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

議案3番の権利者は、流山市西初石にお住いの方で、職業は農業です。借り受ける農地につきましては、大畔の畑1筆、面積は、1,516平方メートルです。利用権設定期間につきましては、更新により3年間で、移転の原因は、賃貸借です。本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので、併せてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案4番の権利者は、流山市大字下花輪にお住いの方で、職業は農業です。借り受ける農地につきましては、下花輪の田2筆、合計面積は、1,857平方メートルです。利用権設定期間につきましては、更新により6年間で、移転の原因は、賃貸借です。本件の議案案内図につきましては、6ページと7ページにございますので、併せてご参照いただきたいと思います。

なお、議案書の5ページに、今年度の農用地利用集積事業の目標面積、今月の

実績、先月までの実績等を記載しております。

今月の農用地利用集積は、以上の4件です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

小倉委員長 議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新が3件であります。

はじめに、新規の案件でございます。

1番ですが本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は62歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は250日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、草刈済みの状態でした。

次に、更新の案件でございます。

2番ですが本件については、相手を変更して6年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は55歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数はほぼ毎日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、稲刈前の状態でした。

次に、3番ですが本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は64歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は150日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、ネギ等が作付されておりました。

次に、4番ですが本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は74歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は150日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、稲刈済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございました。

なお、本案の2番については、鈴木委員に関係する案件でありますので、農業委

員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

鈴木委員の退席を求めます。

(鈴木委員退席)

これより、本案の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第52号の2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第52号の2番については、承認することに決定いたしました。

鈴木委員の除斥を解きます。

(鈴木委員入室)

水代議長 次に、本案の1番、3番及び4番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第52号の1番、3番及び4番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手、全員であります。

よって議案第52号の1番、3番及び4番について、承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第53号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第53号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

平成29年9月25日提出

はじめに、この証明願の概要について、説明をさせていただきたいと思います。

市街化調整区域にある田や畑の地目を、宅地や山林などの農地以外の地目に変更しようとする場合には、農地転用の許可を受けてから登記簿の地目を変更することになりますが、農地転用関係事務指針によって、土地登記簿上の地目が農地の場合でも、現況が『既に農地以外の土地となっていることが明白なもの』で、『20年以上経

過していると認められる土地』については、この証明願の手続きを行うことによって、農地から農地以外のものに、地目変更の登記手続きを行うことができるというものであります。

なお、『既に農地以外の土地となっていることが明白なもの』とは、建物敷地となっている場合や山林などのように利用形態がはっきりしているものをいい、耕作せずに単に雑草や灌木類が自生している状態のものは該当しないとされております。

それでは、今月の証明願いについて、説明をさせていただきます。

初めに、議案の1番と2番の申請者は、流山市大字西深井にお住まいの方で、申請がありました土地は、流山市西深井の畑で、議案の1番と2番を合せますと、計4筆、合計面積は77平方メートルです。

変更後の地目につきましては、宅地です。

次に、本件につきましては登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地の一部として、20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の宅地に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。

次に、本件の議案案内図につきましては、8ページと9ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案3番の申請者は、流山市大字南にお住まいの方で、申請がありました土地は、流山市南の畑1筆、面積は25平方メートルです。

変更後の地目につきましては、宅地です。

次に、本件につきましては登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地の一部として、20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の宅地に合わせるために、証明願の提出があったものです。

次に、本件の議案案内図につきましては、10ページと11ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案4番の申請者は、流山市駒木台にお住まいの方で、申請がありました土地は、流山市駒木台の畑1筆、面積は382平方メートルです。

変更後の地目につきましては、宅地です。

次に、本件につきましては登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地として、20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の宅地に併せるために、証明願の提出があったものです。

次に、本件の議案案内図につきましては、12ページと13ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

説明は以上です。よろしくお願ひ申しあげます。

水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

小倉委員長 議案第53号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、4件でございます。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

はじめに、1番についてですが、次の2番と関連がありますことから、一括してご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線運河駅の南西約1キロメートルに位置している土地で、周辺は小規模な畑と住宅等が混在している地域で、近くには病院やお寺等がございます。

申請者は、この土地を昭和55年と平成20年にそれぞれ相続により取得しています。土地の利用については、前方の配置図のとおり、通路部分については、昭和36年頃には、通路として使用されていたとのことでした。

また、建物越境部分については、昭和57年頃に隣接地に当時の所有者が建物を建築した際に越境したとのことでした。なお、今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております、平成7年5月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものであります。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の一部の状況となっていることを確認いたしました。

次に、3番についてご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線初石駅の西約2.1キロメートルに位置している土地で、江戸川の土手と今上落川の間の土地です。

申請者は、この土地を昭和47年に相続により取得しています。土地の利用については、前方の配置図のとおりで、昭和36年頃に隣接地所有者が自宅を建築した際、生垣を申請地側に越境して設けてしまったとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております、平成7年5月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものであります。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の一部の状況となっていることを確認いたしました。

次に、4番についてご報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線江戸川台駅の南東約1.3キロメートルに位置している土地で、周辺は小規模な畑と住宅等が混在している地域で、近くにはフットサル場等がございます。

申請者は、この土地を昭和46年に相続により取得しています。土地の利用については、前方の配置図のとおりで、昭和52年に、住宅を建築したとのことでした。

なお、それ以前にも現在のものとは違いますが、住宅が建っていたとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております、平成元年1月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものであります。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、いずれも宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第53号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第53号については、証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第54号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を、議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第54号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成29年9月25日提出

はじめに、本件につきましては、市街化区域内にある生産緑地の指定を受けている農地について、今まで農作業を中心に行っていた方が亡くなり、今後の農作業の継続が困難になったため、今回買取り申出の際に必要な主たる従事者証明願いの提出があったものであります。

次に、申請者につきましては、流山市野々下にお住いの方で、申請がありました土地は、流山市野々下1丁目にあります畑1筆、1,748平方メートルで、現在、土地区画整理事業中の土地であり、仮換地面積は1,057平方メートルになります。

買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の父親で、平成28年10月17日に亡くなられ、今回、生産緑地の解除をするための手続きとなる、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

また、この案件の議案案内図につきましては、14ページにありますので、ご参照いただきたいと思います。

「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願」の説明は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本件について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

小倉委員長 議案第54号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の東約600メートルに位置しており、運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業区域内の土地でございます。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の父親です。申請地が仮換地指定される前は、年間300日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が平成28年10月に亡くなり、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、使用収益が開始されたとしても農業経営は不可能であるため、相続人である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおりで、区画整理による使用収益停止中の状態でした。

また、生産緑地から解除された場合の利用計画についてお聞きしたところ、今のところ、相続税の支払のため、売却を予定しているとのことでした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が亡くなる前は、農業経営の中心として従事しており、その者が死亡したことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められたことから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第54号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第54号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第55号「平成29年度流山市農地利用最適化推進施策に関する追加意見について」を議題といたします。

なお、流山市小田桐さんから、総会を傍聴したい旨の申出があり、議長においてこ

れを許可したので、ご了承願います。

議案の朗読を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第55号

平成29年度流山市農地利用最適化推進施策に関する追加意見について  
農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、平成29年度流山市農地  
利用最適化推進施策について別紙のとおり意見する。

平成29年9月25日提出

はじめに、農地利用最適化推進施策に関する意見についてですが、農業委員会  
等に関する法律が改正され、関係行政機関に対する意見の提出については、法律  
に規定されております。

そして、この規定により、農地利用最適化の推進に関する事務を、より効率的かつ  
効果的に実施するため、農地利用最適化推進施策の改善について、市長に対して  
意見書を昨年12月に提出したところであります。

今回ご審議をいただく追加意見は、現在、新川耕地で進められている大型物流施  
設建設の農地転用許可に関して、許可権利者である千葉県から、優良農地の確保  
のため、農業振興地域整備計画の策定や、担い手への農地の集積・集約化、耕作  
放棄地の発生抑制・解消などに積極的に取り組んでいこう、流山市長及び農業委  
員会に対して、去る6月に依頼があったところであります。

その依頼を受けまして、委員の皆さまからいただきましたご意見等をもとに、総合農  
政検討委員会の皆さまにご検討を重ねていただき、案がまとまりましたことから、本日  
の総会に上程をさせていただいたものであります。

次に、皆様のお手元に配布させていただきました資料の中で「平成29年度流山市  
農地利用最適化推進施策に関する追加意見」を朗読させていただきたいと思いま  
すので、資料をご覧いただきたいと思えます。

(朗読)

追加意見(案)の説明につきましては、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

水代議長 以上をもって、議案の朗読が終わりました。

本案について、総合農政検討委員会委員長から報告を求めます。山崎委員長。  
山崎委員長 議案第55号「平成29年度流山市農地利用最適化推進施策に関する  
追加意見について」をご報告いたします。

本案につきましては、総合農政検討委員会を委員改選前の7月、委員改選後の8  
月・9月に、総会開催前に委員全員のご出席をいただき、検討を行ってまいりました。

今回の意見書につきましては、新川耕地で進められている大型物流施設建設の  
農地転用許可に際して、千葉県から市長及び農業委員会に対して、優良農地の確  
保のため、農業振興地域整備計画の策定や、担い手への農地の集積・集約化、耕  
作放棄地の発生抑制・解消などに積極的に取り組んでいただくよう依頼があり、この

ことから、農地利用最適化推進施策の改善について、市長に対して追加意見を提出するものです。

次に、この意見書の作成に当たりましては、委員の皆さまからご意見等を頂戴し、作成してまいりました。

その結果、「平成29年度流山市農地利用最適化推進施策に関する追加意見」については、1点目の「担い手への農地利用の集積・集約化」では、担い手の育成等の4項目、2点目の「耕作放棄地の発生防止・解消」では、遊休農地対策の拡充の2項目、3点目の「農業振興地域整備計画の策定」では、「農業振興地域整備計画の策定の検討」、「地域の合意形成」、「都市と農業等の共生を目指す条例づくり」の3項目の意見が寄せられ、その後、文言等の修正を行いました。

以上で、総合農政検討委員会における報告を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

水代議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

水代議長 異議なしの声があったのですが、私から1つお尋ねします。事務局の方に質問よろしいですか。

3番目の農業振興施策について、農振地区を設けるということは、最低の規模としてどのくらいの面積要件があるのですか。

秋元次長 10ヘクタールです。

水代議長 はいわかりました。

異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第55号について、原案のとおり、意見することに賛成の方は挙手をお願いします。

ありがとうございました。挙手、全員であります。

よって議案第55号については、原案のとおり意見することに決定いたしました。ありがとうございました。

水代議長 次に、報告第22号「平成29年度流山市利用状況調査の結果について」報告を求めます。秋元次長

秋元次長 議案書の9ページをご覧ください。

報告第22号

平成29年度流山市利用状況調査の結果について

農地法第30条第1項の規定により実施した、平成29年度流山市利用状況調査の集計結果について、次のとおり報告する。

平成29年9月25日報告

この利用状況調査につきましては、農地法の規定に基づき、毎年、農地の現地調査を行うことが義務付けられましたことから、本市におきましても、引き続き、調査を実施いたしました。

委員の皆さまには、今年は8月1日から9日にかけて、ご多忙のなか、延べ4日間にわたり調査していただき、誠にありがとうございました。

今年の集計結果につきましては、表に記載させていただきましたとおり、167,397.78平方メートルの農地が荒廃農地と確認されました。

また、農地造成の土地につきましては、調査対象農地33,316平方メートルのうち、32,314平方メートル、全体の97.0パーセントが適正に利用されておりました。

次に、詳細につきましては、窪田副主査より説明いたします。  
窪田副主査（前方スクリーンに現地写真等を上映しながら、詳細説明）  
水代議長 ただいま報告がありました、ご質問ございますか。

（なしの声あり）

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 次に、報告第23号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第23号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成29年9月25日報告

斡旋依頼がありました土地は、流山市東初石6丁目の畑7筆、面積は4,222平方メートルで、今年の7月に開催されました農業委員会総会の議案第41号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」でご承認をいただきました方の農地であり、議案案内図につきましては、15ページになりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、買取り希望価格につきましては、記載のとおりであり、今後、買取り申出から3か月後の平成29年11月6日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることになります。

今月の生産緑地の買取り申出についてのご報告は、以上です。

よろしく申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありました、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

（なしの声あり）

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 次に、報告第24号「専決事項の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

秋元次長 議案書の11ページをご覧ください。

報告第24号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月25日報告

この専決処理の報告について、ご説明いたします。

事務局長は、農地法第3条の3第1項、第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の届出について、専決することができるかと規定され、また、農業委員会事務局規程により、前項に規定する事項を専決したときは、次回の農業委員会総会に報告しなければならないと規定されており、毎月、総会のなかでご報告をさせていただいているのであります。

なお、農地法第3条の3第1項の内容については、農地を相続等により取得した者は、概ね10か月以内に農業委員会に届出することとされています。

それでは、1の農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。

今月の農地法第3条の届出のご報告は、3件、10筆4,263平方メートルであります。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。

2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第4条の届出のご報告は、7件、15筆5,862平方メートルであります。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、3の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出のご報告は48件、604筆、295,217.00平方メートルであります。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

今月ご報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が6件、その他の建物施設用地が1件の計7件の届出がありました。

今月の4条届出の合計は、以上7件、合計面積は5,862平方メートルでした。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が26件、マンションの区分所有が17件、その他建物施設用地が5件の計48件の届出がありました。

今月の5条届出の合計は、以上48件、合計面積は295,217.00平方メートルで

した。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしくお願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございますか。  
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成29年第10回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議ありがとうございました。

△閉会 午後4時28分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成29年9月25日

流山市農業委員会長

水代啓司

流山市農業委員会委員

吉田蓮弘

流山市農業委員会委員

石井保